

○南城市志喜屋海浜施設条例

平成18年1月1日

条例第123号

(設置)

第1条 市民に海浜におけるレクリエーションの場を提供し、もって市民の健康及び福祉の増進に資するため、南城市志喜屋海浜施設(以下「施設」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
南城市志喜屋海浜施設	南城市知念字志喜屋117番地3

(施設の管理)

第3条 施設は、市長が管理する。

(利用の許可)

第4条 施設を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、市長の許可を受けなければならない。

(許可の申請)

第5条 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面により、あらかじめ市長に申請しなければならない。これに変更があるときも、同様とする。

- (1) 施設を利用する者の氏名及び住所
- (2) 施設を利用する期間
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(利用の不許可)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可してはならない。

- (1) 公益を害し、又は秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 施設の管理運営上支障があると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、その利用が不相当と認められるとき。

(利用者の行為の制限)

第7条 施設において、次に掲げる行為をしようとする利用者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 物品の販売、募金、宣伝活動その他これらに類する行為をすること。

- (2) 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しのために施設の全部又は一部を独占して利用すること。
 - (3) 花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。
 - (4) 指定された場所以外へ車両等を持ち入れ、又は止め置くこと。
- 2 市長は、前項各号に掲げる行為が施設の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項の許可を与えることができる。
- 3 市長は、第1項の許可に施設の管理上必要な範囲内で条件を付すことができる。

(許可の取消し等)

- 第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その利用を制限し、若しくは利用の停止を命じ、又は利用の許可を変更し、若しくは取り消すことができる。
- (1) 第6条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - (2) この条例に違反し、又は市長の指示に従わなかったとき。
 - (3) 利用目的以外の利用又は利用許可の条件に違反したとき。
 - (4) 偽りその他不正な手段により第4条の許可を受けたとき。
 - (5) 災害その他の避けることのできない理由により必要があると認められるとき。
 - (6) 公益上必要があると認められるとき。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、管理運営上必要があると認められるとき。
- 2 前項の規定によりその利用を制限し、若しくは利用の停止を命じ、又は利用の許可を変更し、若しくは取り消した場合において利用者に損害が生じて、市長は、その賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第7号に該当する場合は、この限りでない。

(目的外利用等の禁止)

- 第9条 利用者は、許可を受けた目的以外に利用し、又はその権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用料)

- 第10条 施設の使用料は、別表に定めるところにより、利用料から徴収する。
- 2 既に納入された使用料は、返還しない。ただし、利用者の責めに帰さない理由により施設を利用できないときは、その全部又は一部を返還することができる。

(施設の供用期間等)

- 第11条 施設の供用期間及び供用時間は、規則で定める。

(指定管理者による施設の管理)

- 第12条 市長は、施設の管理を法人その他の団体(以下「団体」という。)であって、市長が指定するもの(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の指定管理者をいう。以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。
- 2 前項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条から第8条までの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者の業務)

第13条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設の許可に関する業務
- (2) 利用料金の徴収に関する業務
- (3) 施設の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

(利用料金)

第14条 第12条第1項の規定により、施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、利用者は、利用の際、指定管理者に利用料金を納めなければならない。

- 2 利用料金の額は、別表に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。
- 3 前項で定めた利用料金以外の額は、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者がこれを定める。
- 4 市長は、第2項及び前項の承認をしたときは、これを告示するものとする。

(損害賠償)

第15条 施設を汚損し、損傷し、又は滅失した者は、直ちにその旨を市長が必要と認める事項を記載した書面により市長に届け出るとともに、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を免除することができる。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の志喜屋海浜施設の設置及び管理に関する条例(平成17年知念村条例第9号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表(第10条、第14条関係)

志喜屋海浜施設シャワー使用料

単位	使用料金	備考
1回	200円	コイン式